

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 規格委員会設置要領

(設 置)

第1条 この要領は、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会定款第43条に基づき、規格委員会（以下「委員会」という。）の設置、所掌事務及び運営等について必要な事項を定める。

(所掌業務)

第2条 委員会の所掌業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規格・認証スキームの開発、レビュー、改訂に関する規格原案の作成
- (2) (1) の実施に必要な調査、情報収集等
- (3) その他委員会において実施すべき業務

(検討事項)

第3条 委員会の検討事項については、委員会開催ごとにこれを定める。

(委 員)

第4条 委員会の委員は、水産業界、加工流通業界、環境団体、消費者団体、学識経験者から構成するものとする。

2 前項における委員の構成は、各業界の均衡が取れ、公平性が確保されるよう組織されなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は、理事会の決議によって定める。
3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務は、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会事務局において行う。

(その他の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮った上、これを定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。